

平成25年11月19日

玄海町立小中学校基本構想等検討委員会 通学作業部会（#4）

1. 開会
2. 協議
  - (1)通学路について
  - (2)通学バスの停留所について
  - (3)自転車通学補助制度について
3. 次回開催について
4. 閉会

## 2. 協議

### (1) 通学路について

#### ① 通学路とは

(ア) 法令で定める通学路：交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第四条

一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため、(a)一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間

二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、(b)小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

(イ) 学校で定める通学路：学校安全計画の策定等において、「児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」

(ウ) 登下校時の安全確保：登下校時の児童生徒の安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通学路を設定することが重要

(エ) スクールゾーン：小学校を中心に周囲 500m を範囲とする、特に児童生徒等の交通安全の確保を図る特定地域

以上の定義を受け、通学路は、「児童生徒が学校に通うために利用する道路」とする。なお、通学手段は、徒歩・自転車・通学バスなどすべてが含まれる。

#### ② 通学路

大まかな通学路は、別紙地図のとおり。

(ア) 通学路(徒歩・自転車・通学バス)として使用しない方がよい道路を挙げてください。

(イ) 通学路として使用する場合、改善等が必要な場所と内容を挙げてください。



(2)通学バスの停留所

①停留所の設置要件

通学バスの停留所は、公民館など集合できる場所または、道路上で車両が安全に停車でき、子どもたちが安全に待機でき、かつ乗降可能な場所を設定する。

②距離・地区別対象者数

平成27年度対象見込数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	総計
1-諸浦	3	3	4	2						12
2-牟形	4	4	4	2						14
3-石田			2							2
4-仮屋の一部	2	2	6	7						17
通学距離1.5～2.5km未満	9	9	16	11	0	0	0	0	0	45
5-有浦下の一部		1			1	1				3
6-有浦上の一部	1	2	2	3	3	2				13
7-長倉	1	1	3	1	1	1				8
8-座川内				1		1				2
9-大藪	1	1			3					5
10-花の木	1				3					4
通学距離2.5～4.0km未満	4	5	5	5	11	5	0	0	0	35
11-小加倉		3		1	1	4	2		3	14
12-有浦下の一部	2	3	3	4	2	4	6	4	2	30
13-有浦上の一部	1		3	1	1	4	3		1	14
14-轟木	1	1		2				1	2	7
15-大鳥	2			3		1		1		7
16-湯野尾			1			2	3		2	8
17-田代	1					1	2		1	5
18-藤平	2		2	2		1	1			8
19-値賀川内	2	2	2	2	2	1	1	1	1	14
20-仮立	3		1	3		4	1	2	1	15
21-中通	1	2	4	5	2	3	4	3	1	25
22-下宮	1		1	2	1	3	2	2		12
23-外津	5	2	5	5	3	5	5	3	2	35
24-普恩寺	3	2	2		3	1	2	5	4	22
25-平尾	3	4	2	6	8	6	3	3	7	42
26-浜野浦	1	2	1	2	1	1	2	3	1	14
27-栄			1							1
28-シーライントウン	8	5	4	8	3	7	4	2	4	45
通学距離4.0km以上	36	26	32	46	27	48	41	30	32	318

③距離・地区別停留所案と協議

別紙地図のとおり。

(ア)各地区基本、1箇所を設置。

(イ)案の場所と異なる場所があれば、挙げてください。

(ウ)地区割りにこだわらず、適当な場所があれば挙げてください。

(エ) P T A・育友会で話題にして頂き、調整が必要な場所や追加が必要な場所があれば、提案をお願いします。

ただ、停留所が1地区で複数設置しますと、

- ・停発車回数増により運行時間が長くなる
- ・子どもが分散してしまい、バス停から家までの安全配慮が必要と考えられます。

(3) 自転車通学補助等の制度について

①現状：補助制度なし

②自転車購入の補助事例

	補助対象者 (通学距離)	自転車購入 補助額	電動アシスト自転 車購入補助額	備考
唐津市	4km～6km の中学生、6km 以上は通学バス利用	半額(上限 2 万円、ヘルメット込)	半額(上限 5 万円、ヘルメット込)	補助額の減額あり (2年 2/3、3年 1/3) 前年度の1月以降購入が対象
豊田市 (愛知)	中学生で、6km 以上など	－	半額又は 5 万円以内	補助額の減額あり (使用月数によって減額)
土佐町 (高知)	4km～6km の中学生	3 年間で一人一台 32,800 円	－	車種指定。 ヘルメット購入費補助金あり
長和町 (長野)	自転車通学許可者	一回限り 15,000 円	－	ヘルメット購入費の 1/2 補助 キャリア購入費の 1/2 補助
美里町 (熊本)	指定の通学区域	在学期間中一回 35,000 円	－	ヘルメット購入補助(1,000 円) バスと自転車どちらかを選択
幸田町 (愛知)	日常の移動手段で使用する人	－	2 万円まで(1/3 以内)	1 世帯につき 1 台

※唐津市立海青中学校自転車購入補助制度の利用状況

- ・3分の1の生徒(約30名)が自転車通学。
- ・1年生は半数以上が補助制度を活用して購入。
- ・本年度、アシスト自転車購入を行った者はいない。

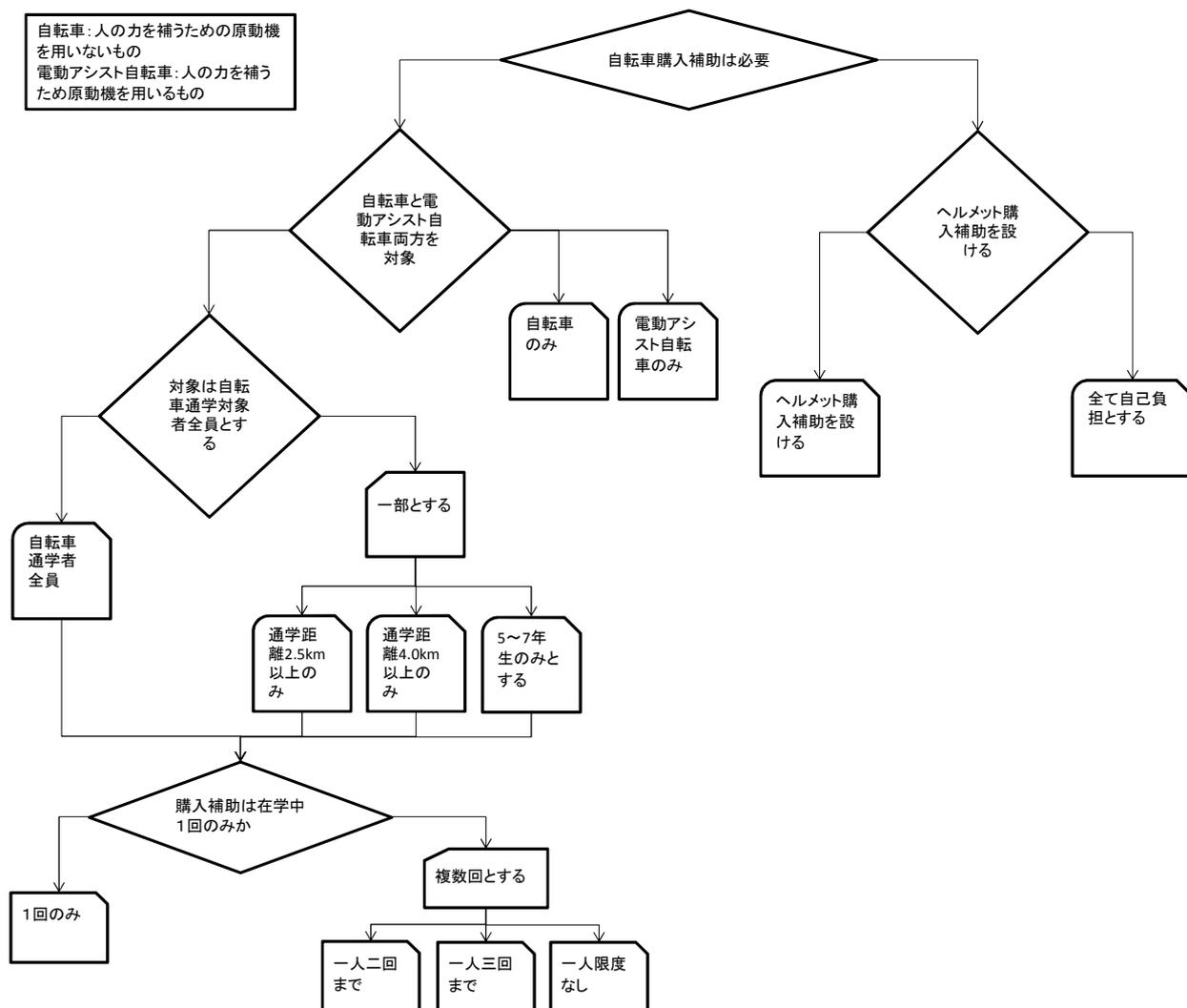
③ヘルメット購入補助制度

	補助対象者 (通学距離)	ヘルメット購入補助額	備考
基山町	中学1年生を対象	購入額の1/2	
南島原市	自転車通学者	購入額の1/2	一人につき1個
うきは市	自転車通学者	購入額の1/2	
穴栗市 (兵庫)	自転車通学者	購入額の1/2	

④検討委員会の仮決定内容：自転車利用を推進し、補助制度等も検討

#### ④補助制度の設置有無

自転車: 人の力を補うための原動機を用いないもの  
 電動アシスト自転車: 人の力を補うための原動機を用いるもの



#### 3. 次回開催について

日時：平成26年1月 日 ( ) 19時00分～20時00分

#### 4. 閉会